

○厚生労働省令第九十二号

薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十九条の規定に基づき、旧薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月二十三日

厚生労働大臣 長妻 昭

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第六号中(611)を(618)とし、(545)から(610)までを(552)から(617)までとし、(544)を(550)とし、その次に次のように加える。

(551) 一―〔四―〔二―（ヘキサヒドロ―H―アゼピン―イル）エトキシ〕ベンジル〕―二―（四

—ヒドロキシフェニル)—三—メチル—一H—インドール—五—オール（別名バゼドキシフェン）、  
その塩類及びそれらの製剤

別表第一の二第六号中(543)を(549)とし、(431)から(542)までを(437)から(548)までとし、(430)を(434)とし、その次に次のように加える。

(435) ヒアルロン酸ナトリウム架橋処理ポリマー及びその製剤

(436) ヒアルロン酸ナトリウム架橋処理ポリマービニルスルホン架橋体及びその製剤

別表第一の二第六号中(429)を(433)とし、(378)から(428)までを(382)から(432)までとし、(377)を(380)とし、その次に次のように加える。

(381) テリパラチド及びその製剤

別表第一の二第六号中(376)を(379)とし、(335)から(375)までを(338)から(378)までとし、(334)を(336)とし、その次に次のように加える。

(337) (二S)—二—「(四・六—ジメチルピリミジン—ニ—イル)オキシ」—三—メトキシ—三・三—ジフェニルプロパン酸（別名アンブリセンタン）及びその製剤

別表第一の二第六号中(333)を(335)とし、(144)から(332)までを(146)から(334)までとし、(143)を(144)とし、その次に次のように加える。

(145) (二S)―二―(二―オキソピロリジン―イル)ブチルアミド(別名レベチラセタム)及びその製剤

別表第一の二第六号(142)の次に次のように加える。

(143) 三―オキソ―六ベータ・七ベータ・一五ベータ・一六ベータ―ジメタノ―一七アルファ―プレグナ  
―四―エン―二一・一七―カルボラクトン(別名ドロスピレノン)及びその製剤

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。